

○熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(平成 27 年 3 月 20 日条例第 20 号)

改正 令和 3 年 3 月 26 日条例第 21 号

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、及び県、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を総合的に促進し、もって交通事故のない安全で安心な熊本県の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全で適正な利用 自転車を安全に、かつ、他人に危害及び迷惑を及ぼさないように利用することをいう。
- (3) 保護者等 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）及び高齢者の家族をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）をいう。
- (5) 自転車小売業者 自転車の販売を業とする者をいう。
- (6) 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。
- (7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補するための保険又は共済をいう。

(基本理念)

第 3 条 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村、自転車利用者、保護者等、学校の長、事業者、自転車小売業者及び自転車貸付業者がそれぞれの責務に応じて相互に連携し、かつ、協力することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、市町村と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を実施しなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用をするため、自転車を利用するときは、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識して、同法その他の関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行するものとする。

- (1) 歩道（道路交通法第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下この項において同じ。）を通行することが可能な場合において、可能な限り車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。）の左側に設置されている歩道を通行すること。
 - (2) 前号に規定する場合において、歩道を多数の歩行者が通行しているときは、自転車を押して歩くこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、他人に危害及び迷惑を及ぼさないこと。
- 2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用の必要性を認識し、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めるものとする。
- 3 自転車利用者は、自転車に関する交通事故を防止するため、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、その保護する者又は高齢者に対し、自転車に関する交通事故を防止するため、次の各号（高齢者の家族にあつては、第2号）に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させること。
- (2) 乗車用ヘルメットの着用及び反射材用品（外部からの光を反射することによりその存在を容易に認識させることを目的とする物品をいう。）の利用をさせること。

(学校の長の責務)

第7条 学校（大学を除く。）の長は、当該学校に在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育及びその計画的な実施に努めるものとする。

- 2 学校教育法第1条に規定する大学の長は、当該大学に在学する学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。
- 3 学校の長は、当該学校に在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その従業員が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、研修の実施及び情報の提供に努めるものとする。

- 2 事業者は、県が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、当該自転車を利用する者が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。

2 自転車小売業者は、県が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車貸付業者の責務)

第10条 自転車貸付業者は、自転車の借受人が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入)

第11条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この条において同じ。)は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用によって他人の生命又は身体を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補することができるものに限る。以下「自転車損害賠償保険等(生命身体)」という。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用によって他人の財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補することができるものに限る。以下「自転車損害賠償保険等(財産)」という。)に加入するよう努めなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(財産)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入)

第12条 保護者は、その保護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その保護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(財産)に加入するよう努めなければならない。ただし、当該保護者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(財産)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(事業者の自転車損害賠償保険等への加入)

第13条 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(財産)に加入するよう努めなければならない。ただし、当該

事業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

（自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入）

第14条 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

（自転車損害賠償保険等への加入の確認等）

第15条 自転車小売業者は、自転車を販売するとき、当該自転車の購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入していることを確認できないときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第16条 県は、市町村、保護者等、学校の長、事業者、自転車小売業者及び自転車貸付業者と連携し、自転車安全利用促進施策を計画的に推進するための体制の整備に必要な措置を行うものとする。

（交通安全教育の推進）

第17条 県は、道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育その他の自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育の推進に必要な施策を行うものとする。

（賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等への加入の促進）

第18条 県は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれにより生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることについて周知を図るとと

もに、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(自主的な取組を行う県民への支援)

第19条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する啓発その他の取組を自主的に行い、又は行おうとする県民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第21号)

この条例は、令和3年10月1日から施行する。